

昭和 100 年記念式典の挙行について

（令和 7 年 11 月 28 日）
閣 議 決 定

令和 8 年に昭和元年から起算して満 100 年を迎えることを記念し、激動と復興の昭和の時代を顧み、将来に思いを致す機会となるよう、下記により、昭和 100 年記念式典を挙行する。

記

1. 式典は、政府主催により、令和 8 年 4 月 29 日（水）、日本武道館において、各界代表等の参列を得て挙行する。
2. 式典の円滑な実施を図るため、式典委員長、式典副委員長、式典委員及び式典幹事を置く。
式典委員長は、内閣総理大臣とし、式典副委員長、式典委員及び式典幹事は、内閣総理大臣が委嘱する。